

# 鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年鹿児島県条例第四十号）

平成 10 年 10 月 13 日 公布

平成 15 年 3 月 25 日 改正

平成 18 年 4 月 1 日 改正

## （趣旨）

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （設立の認証申請）

第 2 条 法第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第 10 条第 1 項第 2 号八に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次の各号のいずれかの書面とする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受ける者である場合は、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の適用を受ける者である場合は、同法第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては区）の長が発給する文書

(3) 当該役員が前 2 号に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第 3 号の文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。

## （事業報告書等の提出）

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内にしなければならない。

2 法第 29 条第 2 項の規定による閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 設立の認証を受け、設立の登記をした場合 当該設立の認証に係る法第 10 条第 1 項第 1 号の書類、法第 13 条第 2 項の登記に関する書類の写し及び法第 14 条において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 51 条第 1 項の設立の時の財産目録

(2) 合併の認証を受け、合併の登記をした場合 当該合併の認証に係る法第 10 条第 1 項第 1 号の書類、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項の登記に関する書類の写し及び法第 35 条第 1 項の財産目録

(3) 定款の変更の認証を受けた場合 当該変更に係る変更後の定款

(事業報告書等の閲覧)

第4条 法第29条第2項の規定による閲覧は、規則で定めるところにより行うものとする。

(合併の認証申請)

第5条 法第34条第3項に規定する合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人(その合併後鹿児島県内のみ事務所を置く特定非営利活動法人に限る。)は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書面について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第6条 法第35条第1項の財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置かなければならない。

(送付を受けた書類の写しの閲覧)

第7条 法第44条第3項の規定による閲覧は、規則で定めるところにより行うものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第8条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の主務省令で定める保存は、法第14条において準用する民法第51条第1項、法第28条第1項及び法第35条第1項の規定による書面の備置きとする。

2 電子文書法第4条第1項の主務省令で定める作成は、法第14条において準用する民法第51条第1項、法第28条第1項及び法第35条第1項の規定による書面の作成とする。

3 電子文書法第5条第1項の主務省令で定める縦覧等は、法第28条第2項の規定による書面の閲覧とする。

4 特定非営利活動法人が、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の書面の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、規則で定めるところにより行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日(平成10年12月1日)から施行する。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。